

## ゴルフ会員権を個人でお持ちの方へ

11月29日の日本経済新聞朝刊に「ゴルフ会員権の売却損、所得控除認めず 来年度から、政府・与党検討」という記事が掲載されました。

簡単に説明いたします。



ゴルフ会員権を売却して出た損失を給与所得などと通算することにより、その年の税金を少なくできるという規定が見直されるということです。

本年12月中の売却は、今まで通り、売却損によって税金を安くすることができます。どのくらいの節税効果があるかは、個人の所得の状況により変わります。

ゴルフ会員権をお持ちの方で、売却をお考えの方は、ティータックの担当者までご連絡ください。

- ・ 26年1月より株式などの投資に対する税率が変わります
- ・ 26年1月よりNISA（少額投資非課税制度）が始まります
- ・ 26年4月より5万円未満の領収書には収入印紙が不要です
- ・ 27年1月より相続税の基礎控除が変更になります



税理士法人ティータック

犬山市松本町二丁目102番地

TEL 0568-63-0887 FAX 0568-63-0895